令和２年

第２回農業委員会全員協議会議事録

（令和２年３月 27 日開催）

武蔵野市農業委員会

令和２年第２回農業委員会全員協議会議事録

１　日　　時　　令和２年３月 27 日（金）午前９時 30 分
２　場　　所　　武蔵野市役所　８階　812 会議室
３　協議・報告事項
（１）武蔵野市農業経営改善協議会の発足について
（２）学校給食用市内産野菜のあっせんについて
（３）農業者の名簿に関する基本的な考え方について
（４）貸借円滑化法に基づく手続きについて
（５）生産緑地地区等改善通知について
（６）農地法第３条３第１項の規定による農地転用届出について
（７）農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について
（８）認定農業者申請・再申請について
（９）農業委員会だより第 14 号について
(10) 農業委員会行政視察及び実施時期の案について
(11) 農業委員会委員候補者の推薦及び応募状況について
(12) その他　会議等日程
４　出席者
出席委員（３名）　１番　榎　本　一　宏　君
３番　田　中　恒　男　君
８番　髙　橋　宏　通　君

（※）　２番　榎　本　清　一　君
４番　髙　橋　嘉　晴　君
５番　大　谷　壽　子　君　６番　榎　本　英　明　君
７番　大　坂　新　一　君
９番　田　中　武　徳　君　10 番　櫻　井　真　二　郎　君
11 番　桑　津　昇　太　郎　君　12 番　船　木　忠　秋　君
13 番　田　邊　安　輝　子　君　14 番　齋　藤　久　枝　君
※上記 11 名については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため自宅待機とし、最少規模での開催とした。

５　委員以外の出席者　　なし

6　事務に従事した職員

局　　長	田　川　良　太　君
係　　長	佐　々　木　要　一　君
主　　任	森　麻　衣　子　君

（事務局長）定刻になりましたので、ただいまより令和２年第２回農業委員会全員協議会を開催したいと存じます。会長、お願いいたします。

１　開会（会長）
　ただいまより、農業委員会全員協議会を開催いたします。本日は、全員協議会ですので、会議の成立についての報告はありません。

２　欠席報告（会長）
　本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、最少規模での開催としております。

３　署名委員（会長）
　本日の署名委員は、３番　田中恒男委員、８番　髙橋宏通委員にお願いします。

４　協議・報告事項（会長）
　それでは議事に入ります。（１）武蔵野市農業経営改善協議会の発足について　事務局より報告を求めます。
　　（事務局　報告）

（会長）以上について、何かご質問等ございますでしょうか。
　　（質疑応答）

（会長）続きまして（２）学校給食用市内産野菜のあっせんについて　事務局より報告を求めます。
　　（事務局　報告）

（会長）以上について、何かご質問等ございますでしょうか。
　　（質疑応答）

（会長）続きまして（３）農業者の名簿に関する基本的な考え方について　事務局より報告を求めます。
　　（事務局　報告）

（会長）このことについては、各生産組合長にも説明をお願いします。

（会長）次に（４）貸借円滑化法に基づく手続きについて　事務局より報告を求めます。
　　（事務局　報告）

（会長）申請団体は、他の農地で機械を使用しているのを見たことがありませんが、申請書案を見ると機械を借用することとなっています。万が一事故が起きた場合はどうするのでしょうか。

（３番　田中恒男委員）ハウス栽培とあるが、主に何を作るのでしょうか。ハウス以外も含めて全体の年間スケジュールをお示しいただきたいです。

（８番　髙橋宏通委員）ハウスのビニールも経年劣化で買い替えが必要になってくると思います。その場合の費用負担はどのようにするのでしょうか。

（３番　田中恒男委員）申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況については、週３回２名ずつで輪番制とのことですが、人数としては適正なのでしょうか。

また、地域との役割分担の状況については、「地域における農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を通して」と記載されていますが、具体的な内容をお聞きしたいです。対農業者に関してはどのようにお考えなのか、また、農業者との話し合いであれば、生産組合に加入していただいたほうが良いかと思います。

契約書案ですが、契約の解除要件が「甲は、乙が目的たる農地を適正に利用していないと認められる場合」とあり、基準がよくわかりません。２者の契約に対して第３者が入ってくるのはおかしいかもしれませんが、「農業委員会が農地を適正に利用していないと判断する場合」等、具体的にしたほうがよろしいのではないでしょうか。

（会長）「農地法第２条の２に基づいて」という文言を入れるといいかもしれません。

（８番　髙橋宏通委員）契約の解除期間も明記したほうが良いと思います。また、事故が起きた場合の責任負担についても明記したほうが良いかと思います。

この契約は使用貸借ですので無償となります。ただ、この契約書案を見ると貸付人が不利な気がします。

（事務局）今後は申請者、貸出人の立会いの下、現地調査を予定しております。今ここで出た質問については、事前に申請者、貸出人に送付し、現地調査の際に回答をいただきたいと思います。

（会長）それでは（５）生産緑地地区等改善通知について　事務局より報告を求めます。

（事務局　報告）

（会長）以上について、何かご質問等ございますでしょうか。

（会長）次に（６）農地法第３条の３第１項の規定に基づく転用届出について　事務局より報告を求めます。

（事務局　報告）

（会長）以上について、何かご質問等ございますでしょうか。

（会長）次に（７）農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について　事務局より報告を求めます。
（事務局　報告）

（会長）以上について、何かご質問等ございますでしょうか。

（会長）次に（８）認定農業者申請・再申請について　事務局より報告を求めます。
（事務局　報告）

（会長）以上について、何かご質問等ございますでしょうか。

（会長）次に（９）農業委員会だより第 14 号について　事務局より報告を求めます。
（事務局　報告）

（会長）以上について、何かご質問等ございますでしょうか。

（会長）次に（10）農業委員行政視察について、事務局より報告を求めます。

（会長）以上について、何かご質問等ございますでしょうか。

（会長）次に（11）農業委員会委員候補者の推薦及び応募状況について　事務局より報告を求めます。
（事務局　報告）

（会長）以上について、何かご質問等ございますでしょうか。

５　その他
（会長）他にはないようですので、最後に（12）その他　会議等日程ですが、事務局より順番に説明を求めます。
（事務局　会議の日程等）
（夏野菜品評会の開催中止を決定）

（会長）本日の協議・報告事項は以上ですが、ご出席の委員の方々から何かありますか。
　それでは、以上をもちまして、本日の全員協議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

閉会時刻　　午前 11 時 20 分